

雇用保険を  
受給中の  
皆さまへ

# ボイラー関係の講習でも 「短期訓練受講費」の支給が 受けられます

「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成28年8月2日付け厚生労働省令第137号、平成29年1月1日施行）により「短期訓練受講費」が新たに新設されました。雇用保険の基本手当を受給されている方を対象に受講料（テキスト代を含む）の2割がハローワークより助成される制度です。当協会の各種講習の中でボイラー実技講習、ボイラー取扱技能講習、普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習、1級・2級ボイラー技士受験準備講習がその対象になります。

対象になるボイラー関係講習		
1	ボイラー実技講習	
2	登録技能講習	ボイラー取扱技能講習
3		普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
4	受験準備講習	1級ボイラー技士受験準備講習
5		2級ボイラー技士受験準備講習

講習の詳細については当支部ホームページの各講習案内をご覧ください。

短期訓練受講費の詳細については、ハローワークにお問合せ下さい。申請に必要な「支給要件照会票」及び「教育訓練修了証明書」は、広島支部ホームページからも印刷できます(ただし広島支部仕様となっています)



## 一般社団法人日本ボイラ協会広島支部

広島市中区鉄砲町7-8NEXT鉄砲町ビル3階  
TEL:082-228-4660 / FAX:082-962-4876

### 広島支部島根駐在

松江市学園1-5-35島根労働基準協会会館内  
TEL&FAX:0852-22-4221